

# 千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する

## 条例（案）の概要

### 1 条例制定の趣旨

手話は、日本語等の音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であり、かつて、世界的に口話教育が推奨され、ろう教育の場で排除されるなど、長きにわたる苦難の時期を経て、国連における「障害者の権利に関する条約」の採択や障害者基本法の改正で言語として認められた経緯がありますが、手話が言語であるという認識は、社会の中でいまだ十分に浸透していません。令和7年11月には、日本で初めての聞こえない、聞こえにくい人々のオリンピックである夏季デフリンピックが東京で開催され、世界中から多くのろう者の方々が訪れることとなります。本市としても、手話が言語であることを改めて認識し、手話言語の理解促進、普及に努めるとともに、手話を使い、習得する権利の保障等に向けて取り組む必要があります。

また、言語は、お互いの思いや考えを伝えあうためのコミュニケーションに欠かすことのできない大切なものです。障害のある方のコミュニケーションには、障害特性に対応した様々な支援が整いつつありますが、十分に普及しているとはいいがたい状況であり、情報技術の発展とともに、地方公共団体に対してより一層の施策の充実が求められています。

加えて、障害のある方のコミュニケーションの支援にあたっては、多様な障害特性に応じた適正な支援が必要です。例えば、タッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となるなど、情報技術の発展は、障害者にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでなく、聴覚障害のある方でも、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者、聴覚と視覚双方に障害がある盲ろう者など、障害の特性や求められる支援は大きく異なります。

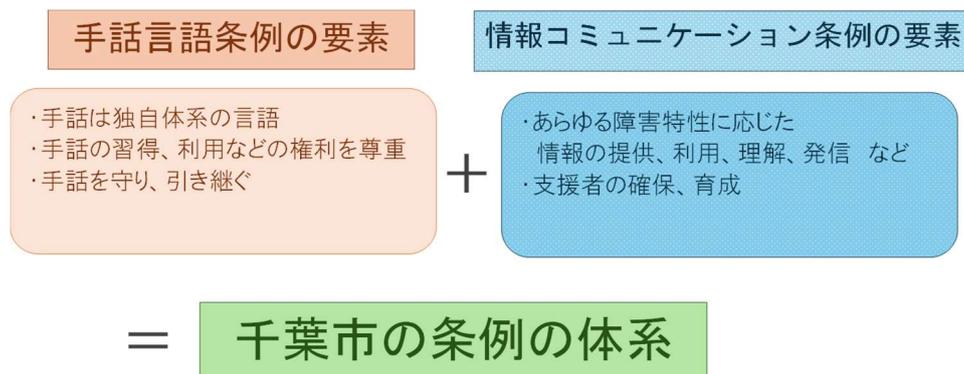
本市では、こうした障害のある人を取り巻く社会の状況を踏まえて、手話言語の理解や普及促進に向けて取り組むとともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展を通して、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、条例を制定することとしました。

### 2 条例の体系

千葉県が制定する条例は、独自の文法体系を持つ言語である手話の理解促進及び普及、ならびに手話を利用する権利を保障する「手話言語条例」の要素と、あらゆる障害特性に応じた情報提供、利用及び支援者の確保、育成などについて定める「情報コミュニケーション条

例」の二つの要素が合わさった体系となっています。

### 【条例の体系（イメージ）】



## 3 条例の内容

項目	内容
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を制定するに至った背景、理念、目的などを強調して述べた文章です。</li> <li>・各条文を理解するための前提となる考え方が書かれています。</li> </ul>
第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が何のためにこの条例を制定するのかを定めています。</li> <li>・手話言語の理解・普及の促進、及び障害者のコミュニケーション支援のために、基本理念を定め、各主体の役割を明らかにするとともに、計画的に施策を推進することを目的としています。</li> </ul>
第2条 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に出てくる各用語の定義について書かれています。</li> </ul>
第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が条例を通して実現したい社会の姿や、取り組むにあたっての基本的な姿勢を定めています。</li> <li>・手話言語を学び習得し、利用する権利を尊重し、理解促進及び普及を目指すとともに、次世代へ継承していきます。</li> <li>・障害特性に応じた情報提供によって、障害者の情報理解、意思決定、意思表示を保障します。</li> </ul>
第4条 市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念の実現のために、市が責任をもって取り組むことを定めています。</li> <li>・市は、手話言語を利用する権利を保障し、理解促進及び普及に取り組むほか、障害者のコミュニケーションの支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進します。</li> </ul>
第5条 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念の実現に向けた、市民の役割について定めています。</li> <li>・市民は、障害の有無に関わらず、基本理念に対する理解を深め、障害者の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するよう</li> </ul>

	努めるものとしします。
第6条 事業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念の実現に向けた、事業者等の役割について定めています。</li> <li>・事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者の情報取得、利用の重要性を認識し、障害者に対し合理的配慮をするほか、市の施策に協力するよう努めるものとしします。</li> </ul>
第7条 施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する施策の概要について定めています。</li> <li>○手話言語の理解促進、手話言語を使う権利の保障、普及啓発及び次世代への継承のための施策。</li> <li>○障害の有無やその程度にかかわらず情報を取得、理解し、自分の意思を自由に発信できる環境を整備するための施策。</li> <li>○コミュニケーション支援者の育成のための施策。</li> <li>○そのほか、条例の目的を達成するために必要な施策。</li> </ul>
第8条 財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を推進するために必要な財源の確保等を市が行うことについて定めています。</li> </ul>
第9条 当事者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の実施状況を確認するために、市は、障害のある当事者、学識経験者、障害福祉の従事者などで構成する千葉市障害者施策推進協議会において、当事者の意見を聴くものとしします。</li> </ul>
第10条 公共施設での啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のため、市は、公共施設等において積極的な啓発を行うものとしします。</li> </ul>
第11条 学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話言語や障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会を得られるよう、市は、障害者や関係団体、学校等と協力して学習機会を提供します。</li> </ul>
第12条 通訳者の設置、派遣体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のコミュニケーション支援のために、通訳者の設置、派遣体制を整えることについて定めています。</li> </ul>
第13条 障害特性に配慮した情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方が市政に関する情報を発信する速やかに取得できるようコミュニケーション手段を使用して発信することや、行政上の手続きに係る情報技術の活用にあたる障害特性への配慮、利用支援や代替手段の確保への取組みを定めています。</li> </ul>
第14条 災害時のコミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の情報発信や、避難所等において、コミュニケーションが円滑に行われるよう、市は障害特性に応じた支援の充実に努めることを定めています。</li> </ul>
第15条 委任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の施行に必要な事項は、市長が定めます。</li> </ul>

#### 4 条例の検討経緯

千葉市は、条例案の作成にあたり、千葉市の附属機関である「千葉市障害者施策推進協議会」において、障害がある方の当事者や保護者の団体や、市内の福祉・医療・就労・教育に携わる関係機関や、学識経験を有する専門家等の委員の皆様に加え、コミュニケーションに特に困難さがある当事者や手話通訳者の専門委員を加え、条例や施策の内容を検討してきました。

##### 【検討スケジュール】

- ・ 令和 5 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 3 月 15 日開催）  
（内容）条例検討のアナウンス
- ・ 令和 6 年度第 1 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 7 月 19 日開催）  
（内容）条例制定に向けた論点整理
- ・ 令和 6 年度第 2 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 9 月 19 日開催）  
（内容）条例骨子案の検討
- ・ 令和 6 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 6 年 11 月 27 日開催）  
（内容）条例素案の検討①
- ・ 令和 6 年度第 4 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 7 年 1 月 30 日開催）  
（内容）条例素案の検討②
- ・ 令和 6 年度第 5 回千葉市障害者施策推進協議会（令和 7 年 3 月 7 日開催）  
（内容）条例案の検討

千葉市障害者施策推進協議会の会議資料・議事録は、市ホームページからご覧いただけます。

##### 【市ホームページ URL】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sesakusuisinkyougai>